

議案第151号

松阪市子ども発達総合支援センター条例の一部改正について

松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成28年松阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市子ども発達総合支援センター条例の一部を改正する条例

松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成28年松阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「を行う」を削り、同条第3号から第6号までを次のように改める。

- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援事業
- (4) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
- (5) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業
- (6) 児童発達に関する相談支援事業

第2条に次の2号を加える。

- (7) 児童発達に関する地域支援事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認められる事業

第5条第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、「事業」の次に「市内に住所を有し、かつ、」を加え、同条第2号中「第3号から第6号まで」を「第4号」に、「市内に住所を有し、かつ、児童発達に関する相談支援、療育及び訓練を必要とする対象児童及びその家族等」を「前号に規定する対象児童の家族等」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 第2条第5号から第8号までに規定する事業 市内に住所を有し、かつ、児童発達に関する相談支援、療育及び訓練を必要とする対象児童及びその家族等

第5条に次の1号を加える。

- (4) その他 市長が特に支援センターを利用する必要があると認める者

第7条中「及び第2号」を「から第4号まで」に、「支援センターへの通所」を「支援センターの利用」に、「通所の許可」を「その許可」に改める。

第8条中「通所」を「利用」に改める。

第9条第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。